

おもろ歌唱者についての問題

真喜志, 瑶子 / MAKISHI, Yoko

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

171

(終了ページ / End Page)

210

(発行年 / Year)

1991-03-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002589>

おもろ歌唱者についての問題

はじめに

真喜志 瑤子

五、八巻の、おもろ歌唱者に関するオモロについては、今までも比較的活発に議論されてきた。それは、これが両巻だけの問題ではなく「おもろさうし」解釈の基本的な姿勢を決める重要な問題を含んでいるからであろう。これらは、おもろ歌唱者を客観的にある距離において歌ったものとするか、一節目のおもろ歌唱者の名を、歌う際の「名乗り」であると考えるかで全く意味が異なってくる。後者は「名乗り説」とよばれ、現在、通説的位置にある。五、八巻に限って特別な読み方をしなければならぬ理由を今のところ見出せないことなどから、私は、前者の立場での解釈をしたいと思う。一方、南島に伝承された「南島歌謡」と「おもろさうし」のオモロの比較検討を通じ、オモロの歌形の特徴を考える作業も進められている。又、残された辞令書などをてがかりにした、尚真王時代の首里

の政治制度についての研究も進んでいる。それらの成果にも学びながら、おもしろ歌唱者について、その歌唱の場、歌唱者の構成、「ヒキ制度」との関係について少し考え、前稿の説明不足の部分を補いたいとおもう。

一 八巻解釈の略史

オモロを含めて、南島歌謡は、対句法という共通の表現形式につらぬかれている。オモロはある旋律にもとづいてうたわれたものであり、その歌詞は、対句によって叙述する部分と反復部（他諸島の歌謡でいうハヤシ）とからなる。対句は事柄の具体的展開を叙述し、それに添えて補助的役割を果たす反復句は、次第にその意味化が進む。しかし、対句は本来の役割を失わず、対句と反復部がともにモチーフを表現する二重性としてある。曲は、比較的短い一定の旋律を何回か繰り返す。この旋律の一回づつを「節」とよぶ。「一」「又」記号は節のはじめを指示する節記号である。^(注1)八巻のオモロについて、伊波普猷氏は一貫して、ある対象を、距離をおいてうたったものという立場から解釈された。

一 あかのおえつきや

ねはのおえつきや

このひやし あげれ

又下の世の主の

あち（按司）の又のあちの

又やまと（大和）ゑむ せんどう（船頭）

つくし（筑紫）ゑむ せんどう

八巻（巻内番号六五）〔通巻番号四五七〕

伊波氏は、「阿嘉の長者よ、根波の長者よ、拍手喝采せむ、御身は按司中の按司とたたへられたる、下の世の主のために、船頭となりて、大和と筑紫とへ赴きしほどの人なれば」と解される。この「おもしろ選歌」（大正一三年）では、「下の世の主」のために、「あかのおえつき」は船頭となって大和へ行くところがあるが、このオモロから「下の世の主のために」と読み取ることは無理がある。氏は、後に「アカインコ考」^(注2)で再びこれをとりあげており、「下の世の主のために」ではなく、あかのおえつきが「下の世の主」であるとされている。「あかのおえつき」と「下の世の主」「船頭」は同格であり、言い換えであるという解釈に私も従いたい。「このひやし、あげれ」は反復部であり、二節、三節にも繰り返される。「ひやし」は、オモロの用例からいってオモロの拍子を意味する。「あげれ」は命令形。氏は、あかいんこ、おもしろねあがりはいずれも「米次世の主」と呼ばれていることからみて同一人であると考えられた。あかいんこ、おもしろねあがり「下の世の主、按司の又の按司」、「山城でだ」「ばえむ世の主」という異称をもち、太刀をはき、詩人であり、鼓を打ち、尚真王におもしろかまえ（神歌貢）を奉る。時取りをし、水脈をみつけ、土木建築に関係する。国内を巡遊し、日本への航

海者でもあると解釈された。仲原氏は、ねあがりたちは、伊波氏の言うような「超人」ではなく、工事落成式その他祝祭のおもろ唱者であると考えられた（「おもろ新釈」）。氏の説は、伊波氏がおもろねあがりたちを「詩人」と見なしたことへの反論と言う形をとってそれ以上の詳細な検討はされていないという印象を受ける。「お祝い申さん」というオモロにはない語句を補って、一節目をおもろ歌唱者の名乗りとみなし、解釈するという方法をとられた。そのために八巻のオモロは伊波氏のものとは全く異なったものと受けとられるようになった。「名乗り説」は玉城氏も言われるように説として十分熟してはいないように思われる。オモロには、歌型上、「四一五」のように、明らかに「おもろねあがりや、ひかわひらちよわちへ」と読むべき歌が数首ある^{〔注3〕}。これは、第三者の立場からおもろねあがりの行動を歌った表現である。もし、仲原説によって八巻を考えれば、名乗りをして、ねあがりやが歌ったものと、第三者が彼らをうたったものと二グループあることになる^{〔注4〕}。オモロ冒頭の人名を名乗りと考えるのは、本文にない語を補った解釈である。後者は数は少ないが、歌形上も問題のない確かな解釈と言える。前者と後者を区別しなければならぬ理由がはっきりしない以上、後者の立場で読むのが自然であると私は考える。

小野重朗氏の「分離解読法」の八巻の解釈は、仲原説を基礎としており、やはりオモロにない言葉が補われる^{〔注5〕}。あかいんこは万葉の宮廷歌人の原型とも言うべき、オモロの作者であると考えられた。そして仲原説をさらに発展させて、対句部をおもろ歌人が歌い、繰り返し部は庶民が歌うという想定もされた。小野氏は、全般的にみてオモロは対句部（進行部）と反復部（繰り返し部）にわけられるという解釈を示された^{〔注6〕}。そのために「分離解読法」とも呼ばれている。八巻の解釈について言えば、仲原説を継承したかたちになっている。「分離解読法」は、オモロ全体を見渡す際の重要な視点を示されたものである。しかし、五、八巻の解釈については問題が多いと思う。この説の影響も受けて、南島歌謡のなかに占めるオモロの特別な位置と性格を、その歌型から探る研究が進み、成果もあがっている。玉城氏は、オモロの記載法を検討された上、対句部における対句のタイプと、反復部の数、位置とに基づく歌型分類を全オモロにわたって示された^{〔注7〕}。氏は歌形論の立場から、二つの部分を意味的にも一応分離して読むことを提案されている。基本的には「分離解読法」を認め、それを八巻の歌に適用されている。

一 おもろねやがりや 〔対句部〕

ひかわひら（樋川坂）ちよわちへ 〔対句部〕

慶良間よ 御まぎり（凝視）しよわちへ 〔反復部〕

又せるむねやがりや 〔対句部〕

けおはんた（京端）ちよわちへ 〔対句部〕

八（二三）〔四一五〕

「おもろねやがりや ひかわひらちよわちへ」は対句部であり、ひとまとまりの意味を持つものとみ

なければならぬ。それを認めれば、「おもしろねやがり(注8)が樋川坂に居給いて」という意味で第三者の立場からおもしろねあがりの行動をうたった表現であることは疑いない。このように、歌形論からみても、仲原氏の一人称名乗り説と合致しないオモロがあるとして、仲原説の再検討の必要を言われたのだった。以上、五、八巻にかかわる主な解釈について私なりに整理した。

基本的に私は伊波説に従うが、ただ、おもしろねあがり、あかいんこを、「詩人」と解釈されたのは言い過ぎではなかったろうか。そのように決める史料をまだ持っていない。仲原氏の言われた、「歌唱者」のほうが実像に近いのではないだろうか。ここでは、複数のオモロ歌唱者の中の音取りする人物と考えてゆきたい(後述)。小野氏のいわれる、オモロの持つ二重の性格を知り、対句部、反復部の区分けをするのは、言わばオモロ解釈のための準備作業である。当然ながらオモロの解釈は二つの部分に分ける作業では終了しない。二つの部分の関連、結合そのものが、他の歌謡からオモロを区別する性格なのだから、それを考察するのがオモロ解釈の大きな問題である。ここで取り上げる五、八巻のものは、特にこの結びつきを抜きにして解釈することは不可能である。何故なら、まず、両巻とも、二節だけのごく短いものが約半数を占めるからである。(注9)又、次のオモロのように対句部か、反復部かを問題にしなくても意味の受け取れるオモロも多い。

— おもしろねやがりや、

世のさうず(清水) いぢやちへ

神てだの、そろて、まぶりよわちへ

又せるむねやがりや

八(七)(三九九)

他にも、川・井戸と神職者の関係を暗示するオモロは多いので(四三六、四三八、四六六、二八三)、「よのさうずいぢやちへ」が対句部か、反復部かを問題にしなくても意味的にはおもしろねあがり「よのさうずいぢやちへ」とつづく読み方をするのが自然であると思われる。何節にもわたる長いものなら、二つの部分に分けることに意味があるろうが、短節のものなかでそれを考えることはあまり意味がない。二つの部分の関係を問題にすることこそが、解釈の唯一の道であろう。小野氏の指摘された、二つの部分の本来もっていた性格を、念頭におきながら、二つが結合した一つの詞として解釈することが、短いオモロでは特に必要なものではなからうか。(三九九)でいえば、「よのさうず」を「いぢやす」とされるのは、おもしろねあがりであり、「かみてだのそろてまぶりよわちへ」というのは、唯し言葉の願望のことばであるとは言えよう。次のオモロは、特に一節について、反復部が対句部とは無関係の唯し言葉であると解釈されることの多いものなので改めて検討したい。(注10)

— おもしろねやがりや

せるむねやがりや

とひやくさ(十百歳)す ちよわれ

又首里もり ちよわる

おきやかもいかなし

又天に 照る 星しよ

星しゆ さに(算)しよわれ

八(二二六)(四一八)

「とひやくさすちよわれ」と願われるのは「おきやかもいかなし」であり、おもしろねあがりではないとされ、^(注11)小野氏は(分離解読法によれば)「とひやくさすちよわれ」はおもろ全体に通ずる願望を現した半ば独立した句であるといわれる。私は、言われるように、「とひやくさすちよわれ」は、「おもしろねあがり」と無関係とは考えない。むしろ、おもしろねあがりなどのおもろ歌唱者、(彼らは種々の職の人の集まりであるヒキの人々の頭と想定する。後述)への、囃子詞的なほめことばであったと思う。

一 あんのあかみねま

くちまさしや あもの

てたやれば とひやくさすちよわれ

又あんのもとみねま

五(四七)(二五八)

一 まみちけがおもろ^(注12)

すゑのくちまさしや

とももすゑ とひやくさす ちよわめ

又けよのよかるひに

けおのきやるひに

又大きみは たかへて

くにもりは たかへて

又首里もり ちよわる

世まさりのおきやか

五(五二)(二六三)

「とひやくさすちよわれ」とうたわれるのは、オモロ歌唱者とその居所首里城、「とももすへ(十百末)ちよわれ」「ひやくさ(百才)きやめ ちよわれ」と称えられるのは、オモロ歌唱者とおきやかもい(尚真王)である。オモロ歌唱者が、尚真王に対するのと同様な表現でその長寿を願われるのは、オモロ歌唱という神職にある人々のなかでこの「まみちけ」や「ねあがり」が特別の地位にある人であったためではなからうか。オモロをうたう複数の人の間には主従関係があったと私は想定したいと思う。「(四一八)の二節、「おきやかもいかなし」を、私は、オモロ歌唱者たちを意味する語と解釈し

〔注13〕「おきやかましい」と、「おきやかまかなし」と呼ばれた人の関係は次のオモロによく表れているのではないだろうか。

一あかともいきや おもろ

おきやかまいにしられ

島そわて(添わて)とももすへ(十百末)ちよわれ

又あかともいきや せるむ

……

五(七五)(二八六)

おきやかまいに知られというのは、おきやかまいに支配されるということの意味するという。おきやかまいは、おきやかまいかなしと呼ばれる人とは異なり「おもろさうし」に描かれた神下りの場には決して居合わせない、殆ど部外者的存在である。碑文にある「国王尚真」が「おきやかましい」であるとおもわれる。このオモロは、おきやかまいと歌唱者との上下関係を表していると言えよう。〔四一八〕は、一、二節とも一貫しておもろ歌唱者を歌ったものとして素直に解釈できるのである。

歌唱者は、「てだ」ともよばれていた。〔二二四七〕で「よそわるひやし うちちへみおやせ」とよびかけられるのは、「いとかずてだ」である。よそわるひやし即ちオモロを、奉る人を「てだ」とも呼ぶのである。〔二五八〕では、「てだ」である「あかみねま」の長寿を願望している。あかみねまも

「くちまさしや」といわれる、占いを職業とする人々の一人である。〔七八〕もこえく世の主を「かほうてだ」とよぶ。八巻の「てだ」も、これらと同様に、歌唱者を称えたものとして考えてよいと思う。

一 おもろねやがりや

せるむねやがりや

げす(下司)の 嬉しかなし てだ

又しよりもり ちよわる

おきやかまいかなし

又烏中の神里の

八(二〇)(四二二)

一首里もり ちよわる

おきやかまいかなし

天より下の王にせ てだ

又真玉もりちよわる

五(一九)(二三〇)

〔四二二〕では、おもろねあがりを「げすのうれしかなし てだ」とよび、二節では、おもろねあが

りを言い換えて「おきやかもいかなし」と言っている。そのおきやかもいかなしも、「げすのうれしかなしてだ」であるとつづくのである。「二三〇」は、首里のおきやかもいかなしが、「天より下の王にせ」であり「てだ」であることを囃子詞的な表現で讃えているのである。おきやかもいを「てだ」に替える例は見出せない。

二 おもろ歌唱者の構成

オモロを歌う人は複数であり、音取りをする人と、続けて唱和する人に分けられたらしい。「琉球国由来記」(以下「由来記」と略記)には次のようにある。

〔A〕御唄(主取一員、親雲上六員、勢頭部六員)、

職事、謡稲穂祭・大祭、於下庫理、渡唐衆御茶飯、於玉庭、網作・唐船洲新下・雨乞之時、御座且御庭、同雨乞・知念斎場、玉城雨粒・雨乞之御嶽・弁之御嶽行幸之時、御唄也。親雲上役者、正月朔日・十五日・冬至日、真正面出御之時、於石亭子、持鐔刀也。勢頭部役者、右同時、持長刀也。謡御唄之勤者、主取・親雲上同断。

(巻二)

〔B〕御唄(神歌)

当国御唄者、神代之歌也。言葉少、情尽タリ。謡長詠也。於王朝奏之。知念・玉城行幸之時、

路次謡也。…(舞ハ、コネリト云。遊鼓ヲ打也)

(巻四)

「由来記」は一七一三年の成立であるから一六世紀初めの王城周辺の祭祀を知るための直接の史料になるかどうかは問題であるが、〔A〕〔B〕とも、おもろ歌唱、そしてその歌われる場について述べている、重要な史料であることは間違いない。^(注14)〔A〕によれば、御唄つまりオモロを歌うのは、主取、親雲上、勢頭部であって、王の出御の時には、刀を持つ。長く、おもろ主取として専らおもろ歌唱に携わった有名な一族がある。その安仁屋家に伝えられた「神歌主取元祖由来記」によれば、初代の主取は、十七世紀半ばに任ぜられたらしい。「球陽」には、それ以前の尚清王代、嘉靖年間(一五二二―一五六六)に、首里の湛氏が国王の久高行幸の折、オモロを歌って風波を静め、その功により神歌の頭(主取)に任ぜられ、大島地方の地頭職についたという記事がある。同様の記事が「湛氏家譜」にもあり、天啓年間までの就任者を、後の主取に相当する「御唄勢頭」として記しているという。尚清王代から、湛氏、安仁屋氏へと、おもろ主取の職が受け継がれてきたという伝承が存在することになる。^(注15)尚清王時代は、オモロそのものもあり方も、変化が著しかったらしい。例えばオモロ「七六三」は、嘉靖三二年(一五五三)、やらざもりの「まうはらい」の時のミセセルを、王命により親雲上四人でオモロに作り変えたものと、その詞書の中で記している。詞書こそないけれども、^(注16)「二〇二」は、嘉靖二五年の添継御門碑文(尚清王時代)をオモロに作り直したものだと言われている。

尚真王時代は碑文が最も多く残された時代であるけれども、このような形で、オモロと対応している例はなく、尚清王時代に入っている新しい傾向と言つてよいだろうと思う。尚真王時代について考えるには、さきに述べてきたような、おもしろ歌唱者を歌つたオモロが非常に重要なてがかりとなるわけである。これらを史料〔A〕と比較しながら検討していけば、さらにこの史料〔A〕の性格もみえてくるのではないかと思う。尚真王時代の、特に五、八巻のおもしろを、実際に作つたのは、おもしろねあがりなどであるとされることが多いけれども、私は彼らを「歌唱者」と呼んできた。おもしろ歌唱者を客観的に距離をおいて歌つたもの、と考える私の解釈では、自分を描いたものを自ら歌うという図を想定せねばならなくなり、まだ説明が十分でない。その辺りについて、オモロの表現に即してもう少し探つてみたい。〔五一〕に「よきやのろす おもしろね（音）や取りよわれ」とある。おもしろねあかりは「音揚がり」である。複数のおもしろ歌唱者の中で、音を取る人、音頭取りの役目を果たした人物を意味していたのだろうと思われる（六七八）も同様）。歌唱者が鼓を打つというオモロも多いのは、拍子をとるためであろう。『由来記』（史料A）は、「御唄」役として、主取一員、親雲上六員、勢頭部六員をあげていた。尚真王時代の「御唄」役である歌唱者の構成は「由来記」の記述通りであったのだろうか。湛氏家譜では、主取に当たる職を「御唄勢頭」と記しているという。「勢頭部」とは、勢頭に属する者の意であり、勢頭との間には上下の関係があつたと推測してよいと思われる。親雲上とは後に述べるように、庫理に属する上級官人である。〔A〕〔B〕の史料とは別に、オモロの中にあ

らわれた、尚真王時代の複数のおもしろ歌唱者の中にも、主従の関係、例えば見てきたように、ただとして讀えられる人と、讀える人の関係を想定すると、理解しやすくなるものがある。

五、八巻には、一つは、歌唱者のなかの従者の視点で、歌唱者のなかの主たる人（代表者）をほめたたえる歌、一つは、奉仕としての神職の一部であるオモロ歌唱を意識し、歌唱者の外にいる、より上位者に向かつて、歌唱者全体の、主従一体となった奉仕を歌い、又それを代表者としての音取によびかける歌、という二つの形があるように思う。すでにあげた、

一まみちけがおもしろ

すゑのくちまさしや

とももすへ とひやくさすちよわめ

……

五（五二）（二六三）

は前者であり、次のは後者である。

一 おもしろねやがりや

せるむねやがりや

おもしろよ みおやせ

せるむよ みおやせ

又下の世の主や

オモロの歌われる場について、これをとりあえず整理すると、稲穂祭関係、対明貿易関係、雨乞い儀礼、その他(弁の嶽、正月朔日、十五日、冬至)であって、かなり多くの場でオモロはうたわれた事が分かる。^(注19)「仲里旧記」その他の久米島の旧記類でみるように、雨乞いの儀礼は、全島的な、最も切実な願いの込められた祈願であったと思われる。王城においては、雨乞い儀礼は、まず火の神、城内の十嶽(イベ)への祈願から始まったという。^(注20)久米島においても、雨乞いのおたかべに類したものは非常に多く、オモロ(対語はくいにや)は王城と同様、お嶽(イベ)の神(火の神が介在する場合もある)に向かつて唱えられている。オモロの場として、まず注目したいのは、お嶽のイベ(神)に向かつて唱えられたということである。おもしろくわいにや、おたかべなどと琉球の其層信仰の原点であるイベ(神)との密接な関係を忘れてはいけな^(注21)いと思う。

三 船頭としてのおもろ歌唱者

一 あかのおまつきや

ねはおまつきや

このひやし あげれ

又下の世の主の

按司の又の按司の

又大和ゑむせんと(船頭)

筑紫ゑむせんと(船頭)

八(六五)(四五七)

このオモロを再び取り上げたい。

あかのおまつきは、おもろ歌唱者であり、伊波氏も言われるように二節で、「下の世の主、按司の又の按司」と言い換えられている。素直にそう読んでくれば、三節目の「大和ゑむせんと、筑紫ゑむせんと」も同様に、あかのおまつき^(注22)のことを描いたものと考えてよい。おもろ歌唱者について私は広く言って神職者として理解するということを前稿で述べてきた。そのような職にある人が実際に船にのり「大和」に通ったのだろうか。「五三八」では「かねし かねとのよ…大和旅のぼて」と言い、「四六四」では「あかのかか 船たてば…」と歌っている。これらを見ても、現実の航海をうたったものとみてよいと思われる。

明への朝貢船及び東南アジアへの貿易船には、中国系の人々と共に琉球国人も乗っていた。「歴代宝案」(以下「宝案」と略記)におさめられる、符文(中国国内の通行保証申請書の如きもの)、執照(渡航証明書の如きもの)によってその人名を知ることが出来る。^(注23)「おもろさうし」と「宝案」や家

譜などの接点はどこにあるだろうか。勢遣富という船名は、「おもろさうし」にもたびたび登場する船の名であり又一方では「ヒキ制度」といわれる首里王府の警備隊の如きもの名であることが既に指摘されているが、これは「宝案」に記載されている正式の漢名ではなく別称であつたらしい。伊波氏によれば、「ヒキ制度」とは、尚真時代には成立していたと思われる、首里王府の王宮政務分担制度の如きものであり、有事の時には、三番の長官である三司官（よあすたべ）によって派遣される軍隊ともなつたという。「由来記」巻一、「三番出仕」によれば、丑寅卯辰の四日を丑日番、巳午未申の四日を巳日番、酉戌亥子の四日を酉日番という。三司官も三番に分かれていたらしい（同巻二、「勢頭役」の記述と合わせて表示し、後掲）。「由来記」「勢頭役」の説明では、昔は十二引きであつたが後に九引きとなり、勢頭役は九員であるという。ということは、一引毎に勢頭がいたと考えてよいだろう。勢頭という語について伊波氏は、船頭の転訛したもので古くからあらゆる方面で頭目の義に用いられていたらしいと言われる。一五三三年（尚真時代の終期）に、渡唐船だから丸の官舎として、「せいやりとみのひき」の一人、「しほたるもい」を任命するという辞令書が残っているから、言われるように、「ヒキ制度」は、確かにこの時代に機能していたのである。

一首里もり ちよわる

きこゑあんじおそい

せいやりとみ おしうけて

こばもり ちよわちへ

百歳せぢ 按司に みおやせ

又またまもり ちよわる

ゑそにやませ（英祖にや真末）あちおそい（按司添い）

ておりとみ（天降り富）押し浮けて

（以下略）

一三二（一〇九）（八五四）

このオモロで、せいやりとみ（対語ておりとみ）をおしうけるのは、その対語関係からいって、「英祖にや真末按司添い」である。「せいやりとみ」とは丑日番のヒキ名でもあるし、尚真王時代に実際に航行したらしい船の名でもある。英祖にや末という成句は、「おもろさうし」のなかでは、尚真王時代の例えば、ゆたいきよ・まみちけ・あかわり・うきくもに冠せられた修飾句である。^{（注25）}まみちけはさきに引いたように、おもろ歌唱者であり、東南アジアへの貿易船に正使として乗船した可能性のある人物である（参照、注28）。あかわりも、おもろ歌唱者である。このような人物が「せいやりとみ」をおしうけたことをオモロは歌っているのである。八重山征伐の歌といわれる〔三三三〕（八七六）にもせやりとみという船名がある。^{（注26）}ヒキ名と同じ名の「うきとよみ」「せぢあらとみ」なども、現実の船として歌われている。船頭であるあかのおえつきのオモロは先に掲げた。オモロのなかでは、船頭

とは言うものの、実際に船を操る様子を描いたものは殆どない。^{〔注27〕}

一きこゑせのきみきや

さいのはなの

まやいと(舞合いぞ) みもん

又とよむせのきみぎや

又やまとゑむ せど(船頭)

又せたかこかまへに

けらへ子かまへに

一一(六五)(六二〇)

このオモロも、あかのおえつきと同様、「大和」への航海を歌っている。^{〔注28〕}ここで注目したいのは、せのきみが、さいのはなで舞を舞うらしいことである。航海には、舞がつきものであったらしい。さきに引いたように、資料「B」には、「舞ハ、コネリト云。遊鼓ヲ打成リ」とあり、オモロと舞が一体のものであったことを示している。九巻には、「こねりおもる御双紙」とはつきり書かれている。「こねる」とは舞の手のひとつである。九巻「四八八」は、大君／大君きやいそ／漕げ網やちよく…とつづいて、舞の手の注記もあり、航海の際歌われたと思われるものに舞が伴っていたことを語っている。

一かゑふたのおやのろ

おやおうねよ まふり(守り)よわ

まやゑて(舞合ゑて) みまふて(見守て) はりやせ

又根の島ののろのろ

(以下略)

一三(一八四)(九一九)

一おんなし(恩納子)が ふなやれ(船遣れ)

すつとみ(富)は おしうけて

おやの神 たかへて(崇へて)

まやゑて(舞合ゑて) うらこしちへ はりやせ

又やきしまが ふなやれ (船遣れ)

一三(一六二)(九〇七)

舞うだけでなく、神をたかべることも行われた。「九〇七」では、「おやの神」をたかべるというが、ほかに、「大君をたかへて」、具体的にいえば、追いて風、南風を大君に願うというオモロは数多い。オモロの船頭の描写は、航海に伴う神事に重点をおいていると言つてよいと思う。「船子えらで、てかち選で」と言う航海のオモロに多い常套句も、神職者として神意を計つて、漕ぎ手を選ぶという意

味がこめられているのかもしれない。

四 ヒキ制度とおもろ歌唱者

【由来記】卷一「三番出仕」^(注29)、卷二「勢頭役」を合わせて表にすると次のようになる。

〔C〕

ヒキ名	人員内訳
丑(番日) 勢違富	☆丑日番引頭、アザナ二員、中門セド一員、中門一員、家来赤頭一員、 常住者一員
寅 世高富	☆アザナ三員、中門一員、家来赤頭一〇員、常住者一員
卯(番半) 浮豊見	☆アザナ三員、中門一員、家来赤頭一〇員、時三員、常住者一員
辰	
巳(番日) 謝国富	☆巳日番引頭、アザナ三員、中門勢頭一員、中門一員、家来赤頭一〇員
午 島内富	☆アザナ三員、中門一員、家来赤頭一〇員
未(番半) 押明富	☆アザナ三員、中門一員、家来赤頭九員、常住者三員、 時一員
申	

酉(番日) 勢治荒富	☆酉日番引頭、アザナ四員、中門セド一員、中門二員、家来赤頭一四員
戌 相応富	☆アザナ四員、中門二員、家来赤頭二二員、常住者三員、作事二員、
亥(番半) 世持富	☆アザナ一〇員、中門八員、御轎夫三八人、
子	
雲子富 世次富、安舞富	

〔D〕 御印飾並御美腰

毎月、朔日十五日、番日番半、三司官出仕時者飾之。且三司官無出仕時者、聖上無出御、且不飾御印也。此時者、親方部無詰。座敷ハ相詰也。……

聖上出御之時、御美腰御帶、出仕畢、入御之時、此御美腰、玉座有御殘也。午之刻鐘打時、則詰之当役、于御内原献上也。

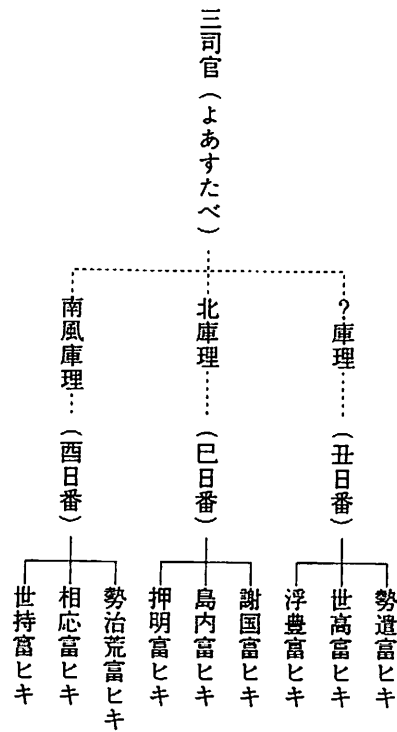
【由来記】卷一、

【混効験集】めしよわへおみこし(召し給う御剣の意)の項には、次のようにある。

御腰物、是は御一通有之、壹通は外おちよはへ且又節供々に御召、壹通は番の日・番中下座理出御之時被召也。

王の出御は隔日(番日、番半日)であり、それ以外の日に神降りなどの神事が行われたのだらうと

いう(「琉球のひき制度の研究」)。高良氏は、「ヒキ制度」の成立について、尚真王時代であることはほぼ明らかであり、ヒキの人々は三番の長官(三人制のよあすたべ、即ち三司官)の配下にある。有事の際は、軍ともなった(一五二二年・真珠湊碑文、一五五五年・やらざもり碑文)。この「由来記」の記すヒキは、全て王宮の警備・門番を担当する御番役の軽卒からなり、尚真王時代のヒキ制度の主体とは違っているのではないかとされる。又、辞令書にあらわれる「庫理」という役所名については次のような想定をされた。庫理とは、「首里城内のある役所」であり、ヒキをその管下におく上部組織であった。酉日番は南風の庫理管下、巳日番は北の庫理管下であつたらしい(丑日番の庫理は不明)。庫理には、大屋子もいクラスの官人が所属しており、その官人には里主所あるいは奉行職を得る人物も含まれる、という。三司官(よあすたべ)は、国王の補佐役であり、王府機構を實際に統括する地位にあり、国政のあらゆることにつよい権限をもつ。辞令書には登場しないけれども、碑文にみえる世あすたべは、臨設の奉行職の上位にあり、奉行の主管する土木事業などの「臨時案件の総理」でもあつた。ヒキと庫理の関係ははっきりしないが、両者間には区別があると同時に提携関係も存在するらしい、として大体次のように図示された。^(注30)



【おもろさうし】にヒキ名と全く同じ船名があることと、海船名・渡海役名がヒキ名とその役職名に一致しているという事実について、高良氏は、航海体制がヒキ同様に一定の職制を備えた編成組織に基づいて設定されており、地上の編成組織であるヒキも海船の航海をモデルに設定されていたという二重の状況を暗示している。ヒキは「地上の海船」であり、海船は「海に浮かんだヒキ」ではなかつたかとされ、伊波説に従っておられる。この想定によって、具体的に状況を思い描くことはむず

かしく、すべてこれからの研究にかかっているのであるが、おもしろ歌唱者たち（英祖にや末）が、ヒキ名ともなっている船「せいやりとみ」を實際に「おしうけ」とうたう（八五四）、又一五〇〇年に行われた八重山征伐を歌ったらしいオモロ（三三）などに、やはりこの船名が出てくることについて考えれば、それが、想定された航海体制とヒキ制度の有り様、関係を具体的に知るための一つのがかりとなると思う。小稿の目的は、尚真王時代のおもしろ歌唱者達の実像にいくらかでも近づくことにある。前稿では、断片的ではあったが、おもしろ歌唱を含む神職者の職掌について述べてきた。それらを整理しながら一、二考えてみたい。

おもしろ歌唱者は、まず神格の憑依者であり、さしふ・むつき・なりきよ・もちなしなどという語で言い換えられることもある、いわゆる神職者であった。「おもしろ主取家元祖由来記」によれば、後世、安仁屋家が主取職を世襲するようになって、神歌主取は神懸かりする性格をもっていたという。

「おこのみ」「おさうぜ」も、それぞれ、占いに関連する「好む」「相す」の名詞形であり、神職にある人の意であると解釈してきた。^(注31)このような神職者の役割は本来の神職以外の土木工事、倉などの建築に加わることもあったらしい。「よたいきよかおもしろ」というおもしろ歌唱者は、玉造りをしたとも読めるものがある。^(注32)そして小稿で述べてきたように、船頭として「大和」に通うことを歌われることもあった。つぎに引く〔四〇二〕は「すへのちな（綱）うちやべら（打ちましよう）」とおもしろねあがりと呼びかける調子を持ったものであり、〔四〇三〕もこれに関連するものであろう。これらは

「由来記」であげているオモロの場の一つ、渡唐船の綱作りと照応するものではないだろうか。

一 おもしろねあがりや

せるむねあがりや

すへのちな（精の綱） うるわし（麗し）

こやり（乞遣り） うちやべら（打ち侍ら）

又しものよの主や

あちの又のあち

八（一〇）〔四〇二〕

あかのおまつきやおもしろねあがりと刀を歌うオモロは多い。^(注33)（A）によれば、勢頭部役、親雲上役はオモロを歌う時、刀を持つことになっていたという。おもしろ歌唱者として、刀を持ち、綱打ちをするオモロがあることは「由来記」の記す、歌唱の場とたしかに符合している。一方で、次にみるように、ヒキの人々の職とおもしろ歌唱者のそれとも共通するものがある。それを具体的に見てみよう。先に〔C〕図に見た、ヒキに属する人々の職は、王宮の警備役が主であったと言われている。^(注34)アザナというのは首里城にある東西の高所で物見台（高アザナと島添アザナ）であった。そこにいる見張り役をアザナと呼んだらしい。「中門セド」の中門とは、「よりみちの側にあつて、下々の役人は、そこで女官と物の受渡しをしてそれより中へは入れない」ところという。^(注35)王の居所の近辺にある門であつたら

しい。その門の番役のようなものが「中門セド」であったのだろうか。「よりみち」とはおそらく「よりむち」即ち「御朝夕供御調御殿（『混効験集』）」であり、国王の平常の食事を調味する場所であると伊波氏は言われる。丑日番、巳日番の「時」とは、時取りをする人とみて間違いはないであろう。酉日番の「御轎夫」は文字通りカゴを担ぐ人、^(注36)「作事」（さくじ—工事・建築・普請）の「由来記」内での意味は、はっきりしないけれども工人（職人）ではなかったかと推測される。（『由来記』の用例からみても、作事は、石奉行、木奉行、墨職等に属する人という語である。）

「時取り」「御轎夫」「作事」の職は、王宮の警備役と言う枠から少しはずれたところにあるように見える。おもしろねあがり自身が時取りでもあることをうたっているのは（三九四）、あかのおまつきを「島のよた（ユタ）やれば たにる（ニルヤ）からきより」とうたっているものもある。『由来記』「王城の公事」にみえる「時の大屋子」は、『由来記』「年浴」に注記するように、現であり、年末から正月にかけて、刃戸から御水を円覚寺照堂へ運ぶ役を受け持っている。稲穂祭に刃戸大川の水を首里殿内に運ぶのも時の大屋子であるという。稲大祭の前にも御水を献上し、八月、柴指夜には奉神門から鳥添阿座那（アザナ）に登り、赤飯夜に、御水を進上するのだという。時の大屋子は、向象賢の時代まで「政府の御用」を務めていた。^(注37)「時の大屋子」は時取りをする職にある人という意味で、おえつきやねあがりと同性格の人である。『由来記』は、一七〇三年の刊行であるから、ここで問題にしている、その約二〇〇年まえの状況をそのまま記録しているとは言えない。「王城の公事」にして

も、そのなかに首里城周辺の祭祀の歴史の変遷を含んでいる。今は、全く手探りの段階ではあるけれども、ほかの史料（ここでは「おもしろさうし」と突き合わせ、比較検討することによって、少しは研究を深めることが出来るのではないだろうか。『由来記』王城の公事の正月行事は、「おもしろさうし」と重ねて読むことができると思われる。

一 あんのあかりや

くちまさしやあもの

世ひろく 世長く ちよわれ

又年のはちまりに

よわいごと（祝いごと） みおやせば

五（四三）（二五四）

一 あかわりぎや おもろ

あすもり（安須森）の 世もつすでみづ（躰で水）よ

みおやせ

又けおのよかる日に

五（四四）（二五五）

一 おきやかもいが おこのみ

ゑんかくじ（円覚寺）けらへて
いのり（祈り）よれば てだが ほこりよわちゑ

又あちおそいが おこのみ
又大きみは たかべて

みやてら（宮寺）は けらへて

又きみきみは たかべて

又かみしむ（上下）は そろへて

又ちはなれ（地離れ）は そろへて

又みやてらのすでみづ

おきやかもいに みおやせ

とももすゑ（十百末）とひやくさ（十百歳）す ちよわれ

五（七二）（二八三）

前の二首は、年のはじめの祝い事として、刃戸の安須森の（すで）水を奉るおもろ歌唱者を寿ぐ歌であり、（二八三）は、大君をたかべながら、離島の人と共に円覚寺の建立に加わった「おきやかもいがおこのみ」と言われる神職者に向かって、（円覚寺のすでみづとして）御水をおきやかもいに奉れと呼びかけるおもろであるとして受け取れる。三首とも（先に想定したように）、ともにおもろ歌唱者と

して同じ立場にある人々の中で、下役である複数の人が代表者に向かって呼びかけるかたちで出来上がったものであると考えられる。この間柄は、「由来記」の正月の御水献上の記事の、時の大屋子と勢頭の間柄にも相当するように思われる。

やらざもり碑文（尚清王時代）には次のようにある。

……おきなはの、天ぎや下は、きこゑ大ぎみの、御せぢの、みまぶりめしよわるけに、むかしから、いくさ、かぢよくの、きちやることは、なきやもの、やれども、御世の御さうぜ、国のようしのために、いきやで、いよごとの、あら時や、ミばんの御ま^{注38}人、一ばんのせいや、しよりの御城の御ま^{注39}ぶり、一ばんのせいや、なほのばん、一ばんのせい、又、はゑばら・しまおそい大ざと・ちへねん・さしき・しもしまじり・きやめのせいや・かきのはなぢ、やらざもりぐすくに、よりそろて、みおやだいら、おがむやに、御さだめ、めしよわちやる、ミ御事は、……

（嘉靖三三年（一五五四） 「中山世鑑」）

この碑文は、よあすたべ（三司官）三人によって書かれたものである。「御ま^{注38}人」を「御前」ととり、三司官を指すと考える解釈もあるが、「世鑑」^{注39}「碑文記」甲・乙本とも「御ま^{注39}人」である。「ミばんの御ま^{注39}人」とは、三番のヒキを構成する人々をいうものと見てまちがいないであろう。

一 おもろねあがりきや

うとたるみやがり

こくらの げす(下司)まひと(真人)

いけて(生けて) ながり(名揚がり) よわちへ

又下の世の主や

あちの又のあちや

八(二二)(四一三)

一首里まひと けらへまひと

だりじよ 世添い

又くすくまひと けらへまひと

又たまき(刀) ゑらで ささちへ(差す)

又ゆろい(鎧) ゑらで こせて

又みねまくびり ななそ(七十人) たうちへ(倒して)

又ぎぼくびり ももそ(百人) たうちへ

(以下略)

一〇(一五)(五二五)

〔五二五〕の「まひと」は、いくさに駆り出される人々であることからみて、さきの「やらざもり碑

文」の御ま人と同様の人であろう。^(注40)〔四一三〕では、「げす、まひと」が「おもろねあがり」の名を

「あげ」(唱えての意か)ることをうたっている。〔二二九六〕では、佐敷按司は「ながり(名あがり)きこゑてだ」といわれていることを見ると、実際に「名をあげる」という行為が行われていたことが推定できる。このようにみてくると、〔四一三〕の「げすまひと」は、おもろねあがりの名を

「あげ」たのだと推定したい。おもろねあがりとの間には、前述のような主従関係があったことを推測してもよいと思う。以上のように考えれば、まひととは、ヒキを構成する少し下層の人々をさすと推定してもよいであろう(げすまひとが描かれているということは、ヒキの内外に、げす、まひとを歌う人物がいたということになる)。尚真王時代のおもろ歌唱者たちの実像は、ヒキの頭としての勢頭とそれに従う人々という、ヒキを構成した人々(とあるいはその周辺にいた人々)にそのまま重なると考えたい。おもろ歌唱者と言っても、それを専業としてはいなかった。いくさに加わる兵士となることもあった。八重山征伐のオモロのせいやりとみも軍船としてはたらきをしたと考えてよいと思う。

又、三司官の下の組織として三番のヒキがあったことも確かめられる。そして後述するように、この時代にはヒキの頭を「王」と呼ぶことがあったと私は推定している。これは言い換えれば、三司官と「王」の関係でもある。さきへのべたように、ヒキ制度のあらまは尚真王時代のものであることは確かであるが、構成する人の職やその人数がそのまま伝えられてはいないのかもしれない。例えば

作事にしても、二人というのは数が少なすぎる。「由来記」の記述は、その意味では、ヒキ制度の変化を語っているのかもしれない。おもしろ歌唱の直接の史料である、史料〔A〕は、おもしろ歌唱だけが分離して一専門職となった時代のことを記しているのではないだろうか。尚清時代に、湛氏の神唄主取職の起源についての「球陽」の伝承は、尚真王時代とは性格の変化したこの歌唱者像を伝えるものなのではなからうか。

おわりに

尚真王時代には、「畿内制」、首里周辺の三間切を「畿内」という特別な直領地とするという制度が敷かれていたこと、そしてこの時代のものは、「二次畿内制」とも呼ぶべきものらしいことを前稿で述べた。この三間切を意味するらしい「みしま」の別称に「おにくすく」がある。^{〔注41〕}〔四二四〕で、おもしろねあがりは「おにくすく け（セヂのようなもの）合わせ」と歌われる。^{〔四二七〕}では、「おにくすく」はおもしろねあがりの別称ともなる。そのほかにも異名として、「おきなわ」がある。その音変化したものが「よきなわ」「ゆきなわ」であり、「かみにしゃ」の名ともなっている。「みしま王にせ」は、「二〇九」のなかで、「あが かいなで 王にせ」と言われる王であって、これは、きこへ大君のかき撫でる、我が王にせ、つまり、大君のより降れる神職者の意であるとわたしは解釈している。^{〔注42〕}この王を言い換えて「みしま王にせ」と言っているのである。このみしま王にせも、これまで述べてき

たように、おもしろねあがりを「てだ」とよび、又ねあがりの言い換えである「おきゃかもいかなし」を「天より下の王にせてだ」とよんだ意味において、「王」であったのである。「みしま王にせ」という呼び方はこの一例だけであるが、ある限定された地域の王と言っていることは注意すべきことと思われる。「あか王にせ」の「あ」に当たるのが、オモロを歌った人でもあるわけで、音取りの下にいる複数の歌唱者ということになる。そのなかで「てだ」と呼ばれた人物が「みしまおうにせ」でもあったのだろう。

歌唱をする人達は、ヒキ制度を構成する人々に重なり、ヒキの勢頭に相当するのが首里の「王」であるとするれば、〔E〕図に見るように、政治的な関係のなかでは、三司官、庫理の下に属していたこととなる。^{〔注43〕}やらざもり碑文をみれば、三司官の下組織として三番のヒキがあったことを確かめられる。これは言い換えれば、三司官と首里の「王」の関係でもある。「おもしろさうし」で王とよぶのは、神職者としての性格を持ち、ヒキを構成する人々を代表する勢頭ではなかったかと私は考える。

五、八巻を読むに当たって、伊波氏の読み方が、全巻を一貫して読み通すことの可能な唯一の、自然で、常識的な方法であると考え、それに従えば、可能性としては、以上のような解釈にもつながることを述べてきた。この手続きが間違っていないければ、「おもしろさうし」と「宝案」「由来記」などの史料との、わずかではあるが、接点を見つけることが出来る。尚真王時代の歴史、特に祭祀、そして政治を考える上でも、「おもしろさうし」の、史料としての重要性は疑いをいれないと思う。

注

- 一、玉城政美「おもろの歌形」『琉球大学法文学部紀要』二五号
- 二、『全集』六卷、「あまみや考」『全集』五巻、も同解釈。
- 三、玉城氏は、歌形上はっきりしたものととして、〔四三〇〕〔四五五〕〔二二一六〕などをあげる。意味上ははっきりしたものはさらに数は増えるとおもう。
- 四、玉城政美「名オモロをめぐって」『琉球大学法文学部紀要』国文学論集二二号。
- 五、『南島歌謡』二〇七頁、「おもろ歌人の性格」『文学』四三巻四号。
- 六、世礼国男氏も一九四二年頃、既に同様の歌形論を明らかにされていたという。島村幸一「類形表現からみるオモロの連続部、反復部の想定について」『球陽論叢』。
- 七、この歌形論の補足のために、「おもろさうし」の記載法の再検討を通じて、より正確に対句部反復部を区分けする作業が進められてきている。島村幸一「オモロにおける対句部、反復部の想定について」『地域と文化』三一・三三二号。注六同氏論文。波照間水吉「おもろさうし記載法」『文学』五七巻一一号など。
- 八、注三参照。〔四五三〕〔三九四〕〔四三三〕もそうであらう。
- 九、五巻は、二二二から二九〇まで、七九首。そのうち三八首が、二節以上のもの、即ち、半分以上が二節のもの。八巻は、三九三から四七五まで八三首、そのうち五七首、三分の二以上が二節だけのものである。オモロは対句が重要な構成要素であるから、一節中对句項がある場合は一節で完結するが、対句が二節に跨がる場合は二節が最短のオモロである。
- 一〇、小野氏、注五論文。
- 一一、玉城氏、注四論文。
- 一二、「おもろまみちけ」の倒置表現か。「ちはなれ」「よよせきみさしふ」「たうのおおやきこへ」なども同様。

「てこく(文字)」も同様か。小川徹「沖繩民俗史抄」『沖繩文化』四〇周年記念誌。

一三、「かなし」は単なる接尾辞ではなく、「おきやかもい」と「おきやかもいかなし」は別の人物であり、オモロ、碑文では書き分けられていると推測する。拙稿「畿内としての首里みしまについて」『沖繩文化研究』一五号。

- 一四、池宮正治「おもろさうし」の成立」『解釈と鑑賞』五九九号にも取り上げられている。
- 一五、池宮氏、注一四論文、同氏「おもろ主取家元祖由来記」解題「宜野湾市史」四巻。
- 一六、金城朝水「オモロの創作過程について」『沖繩文化叢論』。
- 一七、伊波普猷「おもろさうし選釈」三七など、小野氏、注五論文。嘉手刈千鶴子「おもろさうし歌人考」『沖繩国際大学文学部紀要』通巻二七号。
- 一八、網作りも渡唐のために行われた。『由来記』一卷七五「渡唐衆御茶飯」の項参照。
- 一九、これ以外に「琉球神道記」、「中山世鑑」所収の碑文、久米島の旧記類にも関連する資料がある。
- 二〇、比嘉実「南島の雨乞いの儀礼的世界」『沖繩久米島の総合的研究』。
- 二一、久米島のイベと神人の関係は、まこへ大君と王城の神職者の関係であると考ええる。拙稿「久米島の神きみよし」『日本研究—言語と伝承』。
- 二二、現在の通説では、一節のあかのおまつきをオモロを歌う人物の名乗りと取るから、二、三節の人物を同一人物とはみなされない。
- 二三、王舅、使者、管船直庫として記しているのが琉球人名とみなされている。高瀬恭子「明代琉球国の久米村人の勢力について」『南島—その歴史と文化—五』。史料に名が残る琉球国人がどんな層の人であったのかが分かれば、オモロの多くが作られた一六世紀初頭の状況を知る一つの手掛かりを得られる。「歴代宝案」との接点を持つ家譜も重要な史料である。

二四、伊波普猷「琉球のひき制度について」『全集』九巻。
二五、拙稿注一三。

二六、「七六二」の詞書によれば、正徳二年一月二十五日の酉日に、せぢあらとみが南蛮に派遣された時作られたうたであるという。「ヒキ」制度でも、せぢあらとみは酉の日番である。『宝案』には、正徳二年九月十五日の、シャム宛の執照が残っていて、船は信字号である。

二七、「八三七」は、くにかさのおやのろが帆の操作などをやる様子を具体的に歌う。

二八、まみちげがおもろも、「すまのくちまさしや」「英祖にやすへ」とうたわれる、あかのおえつきなどおなじ職の同等の地位にある人物である。あかのおまつきとおなじく船頭（勢頭）と呼ばれても良い地位にあった人物と考えてよいと思う。オモロのなかでは、まみちげの航海を歌ったものはないけれども、次にあげる「宝案」を根拠として、暹羅へ正使として進貢したという馬密志驥（まみしき）と同一人物である可能性を考えてもよいのではないかと思っている。「宝案」の執照文には、嘉靖五年（一五二六年）八月一日に、副使二員、通事二員、稍水一八九名が智字号海船に乗り、尚真王の進貢のために、暹羅に渡ったことを記録している。東南アジアへの進貢船の使者には琉球国人が任命されるのが通例である。同一人物と考えられる史料は、これだけであるが一つの可能性として指摘したい。

二九、「由来記」巻一、三番出仕。

三〇、高良倉吉「琉球王国の構造」二二七頁、同氏「琉球王国史の課題」七七頁。

三一、拙稿「琉球極楽寺と円覚寺の建立について」二、「南島史学」二九号。

三二、「二四三」。注一三、拙稿でもふれた。

三三、「四二〇」「四三三」「四六七」など。

三四、仲原善忠「田名文書におどろく」『全集』二巻。

三五、伊波氏、注二四論文。

三六、「正月三日聖上、御轎に御座給ふ」『由来記』巻一。王が轎にのったことを記す史料は、「李朝実録」、冊封使録にもある。

三七、伊波普猷「ユタの歴史的研究」『全集』九巻。

三八、伊波氏、注二四論文。

三九、塚田清策「琉球国碑文記の定本作成の研究」。

四〇、「由来記」巻五、真壁殿内火神前のおたかべに「首里の御真人」の用例がある。

四一、冊封使齋高業は、「王の出入は、肩輿に乗り：扛ぐには、一六人を見ふ。傘色は五を用ふ。亦青碧土珠傘あり。従者数百、鼓吹前導し、戈矛後擁す。左右に武士を列ぶ。面、鬼貌を蒙り、中国の門神の像に酷似し……」『那覇市史』資料篇第一巻三。と記録している。首里みしまが「鬼ぐすく」と呼ばれたことと、鬼貌の面をつけたらしい武士の存在は関連があるのだろうか。

四二、注一三拙稿。

四三、汪楫は、一六八三年に、つぎのように記録している。「官制は、惟々法司最も尊し、事、鉅細となく必ず法司に啓して後行ふ。法司三人、王宮に輪直す。事あれば、必ず集りて議し、議定まればこれを撰政王に告ぐ。国王は受成するのみ。故に国人最も法司を畏る。多く王卿王舅之となる。……」『那覇市史』資料篇第一巻三。汪楫の言う、輪直する三司官というのは、『由来記』の「三番出仕」の記述と一致する。「受成するのみ」という「王」の性格は、「おもろさうし」に描かれた尚真時代の「王」「すへの王」に通じるものだったのではなからうか。『李朝実録』にも琉球の王、王宮についての記録がいくつかある。

なお、特に記さなかったけれども、引用したオモロの宛漢字、カッコ内の漢字、濁音符は、「おもろさうし」

(外間守善・西郷信綱・日本思想体系一八)に従ったところが多い。文中では、読みやすくするために、おもろ、ひき、を一部片仮名書にした。